

II. 申請方法等について

1. 申請方法

経営事項審査は、「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分れています。『総合評定値』(P)は、これらの結果を得た後に許可行政庁に対して請求します。

このうち、「経営状況」(Y)については登録経営状況分析機関(P19参照。)に、「経営規模等」(X・Z・W)については許可行政庁に対して、それぞれ申請書等の必要書類を提出して行います。

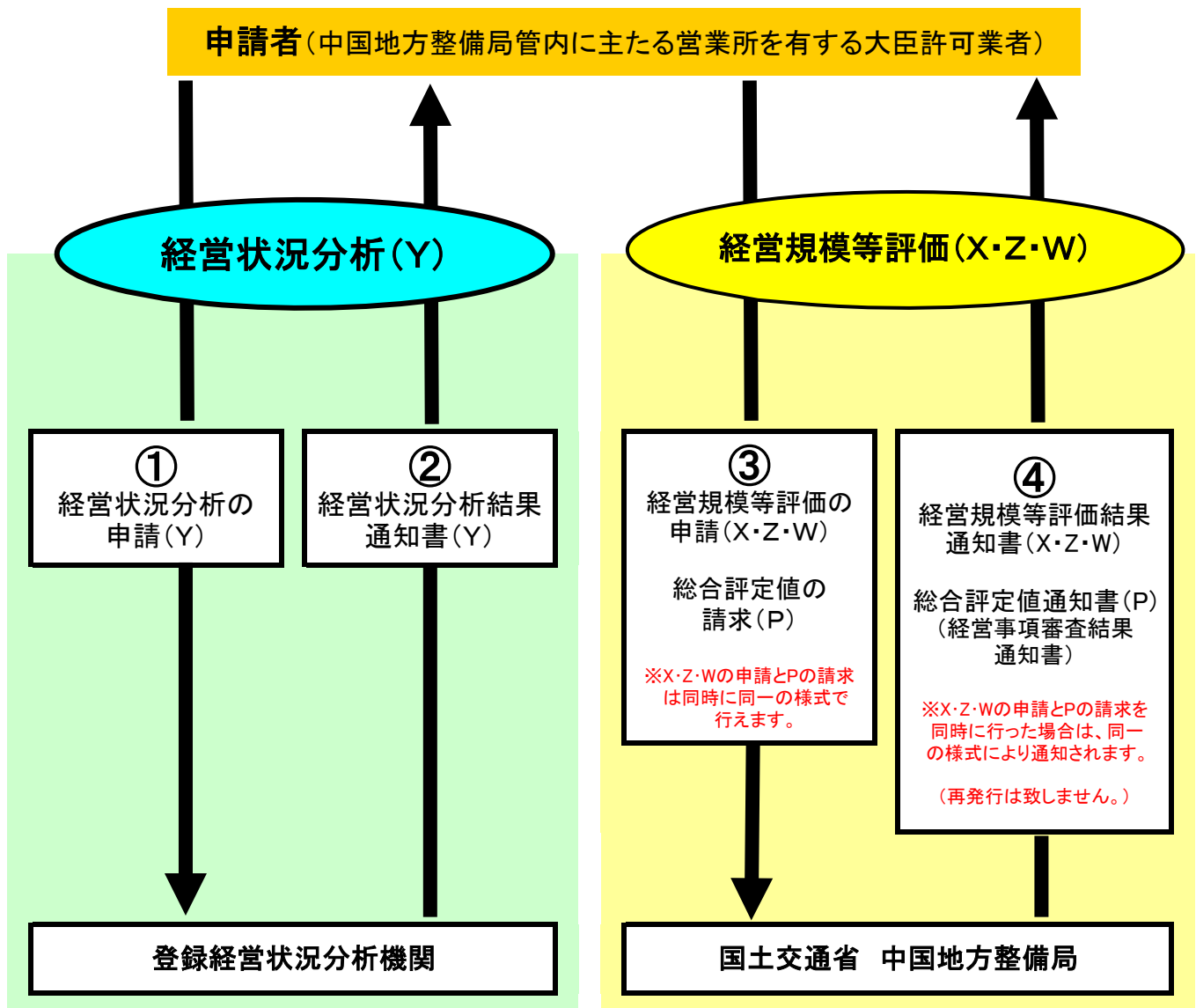
【1】経営状況分析(Y)

経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行うことになっています。経営状況の分析の申請時期及び方法等はそれぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせ下さい。

【2】経営規模等評価(X・Z・W)

中国地方整備局管内5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)のいずれかに主たる営業所を有する国土交通省大臣許可業者の場合は、中国地方整備局長あての「経営規模等評価申請書」、その他必要書類を揃えて、中国地方整備局建政部へ申請して下さい。

なお、経営規模等評価(X・Z・W)の申請にあたっては、予め経営状況分析(Y)を申請し、その経営状況分析結果通知書を添付する必要がありますので、手続きの失念や遅延がないよう留意して下さい。



2. 提出書類(経営規模等評価申請にあたり)

経営事項審査は、「経営状況分析」と「経営規模等評価」とに分かれていますので、申請にあたってそれぞれ別々に申請しなくてはなりません。ここでは、国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書と添付書類については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。

【1】申請書等

①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

建設業法施行規則 別記様式第25号の11(20001帳票)

記入例p7・p8

②工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高

建設業法施行規則 別記様式第25号の11 別紙1(20002帳票)

記入例p9・p10

②-2 工事種類別完成工事高付表

国総建第269号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様式第1号
※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出

記入例p11

③その他の審査項目(社会性等)

建設業法施行規則 別記様式第25号の11 別紙3(20004帳票)

記入例p12

④技術職員名簿

建設業法施行規則 別記様式第25号の11 別紙2(20005帳票)

記入例p13

⑤経営状況分析結果通知書(原本)

建設業法施行規則 別記様式第25号の10

登録経営状況分析機関が発行した
"原本"を添付

⑥委任状

※行政書士等による代理申請(補正等の行為を含む。)の場合。

⑥・⑦の様式については建設業法等には指定されていません。
任意の様式で提出して下さい。

⑦審査手数料印紙貼付書

中国地方整備局のホームページに
経営事項審査の最新の情報が
掲載されています。
<http://www.cgr.mlit.go.jp>
各種様式もダウンロードできます。

「積み上げ」している
場合は作成!

【2】添付書類

⑧工事経歴書(様式第2号)

建設業法施行規則 別記様式第2号

記入例p16・p17

※建設業法第6条第1項又は第11条第2項(第17条において準用する場合を含む)の規定により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前一年間について、工事経歴書を国土交通大臣に提出している者は省略可。

【3】確認書類

必要書類…消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど「確認書類一覧表」P28, 29を参照して下さい。
※確認書類は、国土交通大臣許可業者と県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。

3. 申請にあたっての留意事項

★ Check ★

【1】提出部数

- [1]申請書等 正本1部
- [2]添付資料 1部
- [3]確認書類 1部
- [4]申請書等の1枚目(写)と返信用封筒(受付印が必要な場合のみ)

★経審の申請は、決算の変更届出書提出後にお願いします。
(同時提出可)

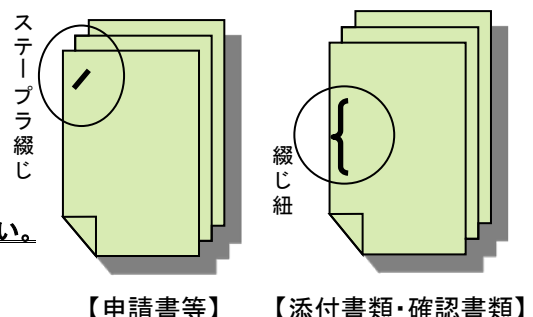
※審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、控えを保管して下さい。

『添付書類・確認書類』については返却いたしませんので、
原本ではなく、必ず写し(コピー等)を提出して下さい。

確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から40日を経過した日以後に、中国地方整備局において「溶解処理」致します。

【2】綴じ方

- ・申請書等(①~⑦)は左上をステープラー(ホッチキス)で綴じて下さい。
- ・添付書類・確認書類は、左側(2穴)を綴り紐で綴じて下さい。



II. 申請方法等について

4. 提出先

中国地方整備局管内に主たる営業所の所在地を有する大臣許可業者は、**中国地方整備局へ郵送等**で書類を提出してください。

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
電話番号(082)221-9231

経営事項審査申請書 在中

5. 手数料

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれで手数料がかかります。

手数料の「料金」については、建設業法施行令第27条の14で以下の審査手数料一覧表のとおり定められています。

また、手数料の「納付方法」については、**国土交通大臣許可業者は、収入印紙により納めていただくこと**になっています。

経営状況分析申請(Y)

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請を行う先の登録機関にお問い合わせ下さい。

経営規模等評価申請(X・Z・W)

8,100円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値の請求(P)

400円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき200円を加算した額。

注意!

・収入証紙ではありませんので、間違えないよう気を付けて下さい。

・収入印紙を貼付する用紙(審査手数料印紙貼付書)は建設業法によって指定されていません。任意の用紙に貼付して提出して下さい。

・手数料を算出する際は、「011プレストレストコンクリート工事」、「051法面処理工事」、「111鋼橋上部工事」は審査対象業種に含みません。

(単位:円)

審査件数	経営規模等評価(XZW)	総合評定値(P)	手数料	審査件数	経営規模等評価(XZW)	総合評定値(P)	手数料
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				